

平瀬浄水場ほか庁舎清掃業務委託仕様書

1. 業務名

平瀬浄水場ほか庁舎清掃業務委託

2. 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

3. 法令等の遵守

本業務の実施にあたり、請負者は、関係法規及び条例、規定等関係諸法令規を遵守しなければならない。

4. 再委託体系図の作成及び提出

「甲府市暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受託者は、業務を再委託する場合、金額・業務内容の如何にかかわらず、末端の再委託者まで反映させた、「再委託体系図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく監督員へ提出するものとする。また、提出した「再委託体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。なお、提出は打合せ簿によるものとする。ただし、メールによる提出も可能なものとし、この場合は、後日打合せ簿を提出するものとする。

5. 安全衛生管理

- ・受託者は、労働安全衛生法の規定により従事する者に対して定期又は臨時の健康診断を実施し、従事する者の健康管理に努めなければならない。
- ・受託者は、委託業務開始前までに、従事する者に対して水道法第21条に基づく健康診断を年2回（約6ヵ月ごと）実施し、陰性結果を委託者に報告しなければならない。
- ・受託者は、従事者が感染症等の疑いがある場合には、速やかに従事者の変更を行い安全衛生管理の徹底を図らなければならない。
- ・受託者は、前3項で規定する事項のほか、災害防止関係法令等の定めるところにより、常に安全衛生管理全般に留意し労働災害の防止に努めなければならない。

6. 業務内容

6-1. 業務場所

甲府市平瀬町 4 3 7 番地 3 (平瀬浄水場)

昭和町西条 1 4 1 3 番地 (昭和浄水場)

6-2. 清掃日時

ア) 日常清掃

- ・平瀬浄水場の清掃は、管理本館及び汚泥棟は、毎週月・水・金曜日を基本とする。
- ・管理本館 3 階トイレ及び水交庵の日常清掃については、使用状況を踏まえ実施とする。
- ・昭和浄水場の清掃は、第 2・第 4 金曜日を基本とする。
- ・祝日は日常清掃の対象外とする。
- ・清掃時間は、7 時 30 分から 16 時までとする。

イ) 定期清掃

- ・平瀬浄水場の定期清掃は、土・日・祝日作業を基本とする。

6-3. 業務概要

(1) 床の清掃

① 作業範囲及び清掃回数

- ・清掃の範囲は、別紙清掃範囲のとおりとする。
- ・各施設の年間清掃回数及び床面積は表-1 に示す。

② 作業工程

ア) 日常清掃

- ・タイル面・長尺シート面はホウキ等で埃を除去後、モップにて拭きあげる。汚れが著しい場合は、適正な洗剤等を使用して汚れを除去する。
- ・カーペット面は掃除機を用いて埃を除去し、汚れ等は適正な洗剤等を使用して汚れを除去する。
- ・水交庵は日常清掃に併せて扉及び窓を半日程度開放し、建物内の換気を行うこと。

イ) 定期清掃

- ・ タイル面・長尺シート面はポリッシャーを用いて汚れを除去後、水拭きを行い、十分に乾燥させて樹脂ワックスを塗布する。
- ・ カーペット面はポリッシャーを用いて汚れを除去後、ウェットバキュームで汚水を回収する。

(2) 床以外の清掃

ア) 日常清掃

- ・ 清掃範囲及び作業内容は、表-2に示す。

イ) 定期清掃

i) エアコンフィルター清掃

- ・ フィルター清掃の対象は、別紙清掃範囲のとおりとする。
- ・ 平瀬浄水場については、清掃回数は年2回とし、時期は5月及び11月を目安とする。
- ・ 昭和浄水場については、清掃回数は年1回とし、時期は委託者と協議の上、決定する。
- ・ フィルターは、本体から取外し、除塵・洗浄後、十分に乾燥させてから取付けを行う。

ii) 窓ガラス清掃

- ・ 窓ガラス清掃の範囲は、別紙清掃範囲のとおりとする。
- ・ 窓ガラス清掃は、両面清掃を年1回行う。
- ・ 清掃日時については、事前に委託者に報告し承諾を得ること。
- ・ 各施設の窓ガラス面積を表-3に示す。
- ・ 高所における作業については、高所作業車等を使用すること。
- ・ 適正な洗剤を塗布して汚れを除去する。スクイジーで汚水を除去後、残った水滴を乾いたウエス等で拭きとる。

表－1 各施設の年間清掃回数及び床面積

| | 実施作業 | 実施場所 | 面積 | 回数 |
|-------|-------------------|-----------------------------------|--------------------|--------|
| 平瀬浄水場 | 日常清掃 | 管理本館, 汚泥棟 | 869 m ² | 120回程度 |
| | 日常清掃 (カーペット清掃) | 管理本館 1階事務室(水保全課) 2階中央監視室全室 | 269 m ² | 120回程度 |
| | 日常清掃 | 管理本館3階トイレ 水交庵 | 212 m ² | 40回程度 |
| | 定期清掃 (ワックス清掃) | 管理本館内、1階事務室 | 155 m ² | 4回 |
| | | 管理本館内 2階水質検査室 | 123 m ² | |
| | | 汚泥処理棟内 3階操作室 | 48 m ² | |
| | | 管理本館内 1階2階廊下 | 307 m ² | 2回 |
| | | 管理本館内 3階会議室・廊下、階段 | 525 m ² | 1回 |
| | | 水交庵 | 142 m ² | |
| | 定期清掃 (カーペット洗浄) | 管理本館内 1階事務室(水保全課) 2階中央監視室全室 | 269 m ² | 1回 |
| 昭和浄水場 | 日常清掃 | 昭和浄水場ポンプ棟 及び旧事務所 | 126 m ² | 24回 |
| | 日常清掃 (カーペット清掃) | 昭和浄水場ポンプ棟1階 中央操作室 | 63 m ² | 24回 |
| | 定期清掃 (ワックス清掃) | 昭和浄水場ポンプ棟廊下 | 69 m ² | 1回 |

表－２ 床以外の日常清掃 作業内容

| 区分 | 対象室 | 作業内容 |
|--------|---|--|
| 玄関ホール | 玄関ホール 風除室 | フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、 什器備品除塵、ごみ収集及び金属部分除塵 |
| 事務室 | 事務室（浄水課） 事務室（水保全課） 男子更衣室 中央監視室全室 水質監視室 操作室（汚泥処理棟） 中央操作室（昭和） | ごみ収集 |
| 便所 | 管理本館 1～3 階 水交庵 ポンプ棟（昭和） 旧事務所棟（昭和） | ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、 洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、 衛生消耗品補充及び汚物収集 |
| 湯沸室 | 管理本館 1 階 | 流し台洗浄及び厨芥収集 |
| 階段 | 階段（1～3 階） | 手すり拭き |
| 喫煙スペース | 喫煙スペース | 吸殻収集、ごみ収集 |

表－３ 各施設の窓ガラス面積

| 実施場所 | | 面積 |
|-------|------------|----------------------|
| 平瀬浄水場 | 管理本館 | 8 9 4 m ² |
| | 汚泥処理棟 | |
| | 急速ろ過池建屋 | |
| | 排水排泥池建屋 | |
| | 沈澱池機械室・階段室 | |
| | 薬品処理棟 | |
| | 濃縮ポンプ室 | |
| 水交庵 | | |
| 昭和浄水場 | ポンプ棟 | 7 7 m ² |
| | 旧事務所棟 | |

7. 特記事項

(1) 使用材料等

清掃作業に使用する洗剤・清掃器具などの材料は、全て受託者の負担で用意し、品質良好なものを使用すること。なお、清掃作業に必要な電気・水道については、施設内の設備を使用してもよいものとする。

(2) 作業工程表

受託者は、予め作業計画及び作業工程表を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、委託者の業務執行に急遽支障をきたす場合には、作業の変更又は中止に応じなければならない。また、受託者の都合で作業日程等に支障が生じた場合は、委託者が認めた場合変更することができる。

(3) 受託者の資格

本業務を受託できる者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第1号に掲げる建築物清掃又は同項第8号に掲げる建築物環境衛生総合管理業の登録について山梨県知事又は甲府市長から認められているものとする。

(4) 長期継続契約

本業務における委託契約は「甲府市上下水道局事業管理者の所管に係る長期継続契約を締結することができる規程」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

(5) その他特記事項

- ・平瀬及び昭和浄水場の日常清掃に従事する者を、あらかじめ委託者に報告すること。
- ・土・日・祝日等に入場する際は、事前に立入許可申請書を委託者に提出すること。
- ・業務に従事する者は、会社で指定した作業服を着用し、従事者の氏名等を記載した名札を着用すること。
- ・清掃作業終了後は、委託者の確認を受けること。
- ・見学繁忙期（6月～10月）は予定表を確認の上、実施すること。

- ・施設内の備品及び書類には、業務に必要な場合以外はみだりに触れないこと。
- ・作業実施にあたっては、衛生面及び火災等には十分留意し、施設及び工作物、備品に損傷を与えないこと。
- ・業務実施中、建物・工作物・その他備品等に対し故意又は重大な過失により損害を与えたときは、受託者の負担において回復又は賠償すること。
- ・引火性（ガソリン・ベンジン等）のある薬品は使用しないこと。
- ・電気、水道の使用は極力節約に努めること。